

00026

〔別 紙〕

様式 2

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 松陽
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 石川県小松市大領中町三丁目 1 2 1 番地

(3) 設立認可年月日 平成 2 6 年 4 月 7 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 6 年 4 月 1 4 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	東 裕 文	東病院管理者
理 事	東 幾 子	
同	東 良	
同	東 尚 史	
監 事	潮 津 勇	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	東病院	石川県小松市大領中町三丁目 1 2 1 番地	一般病床 床
			療養病床 3 3 床
			[医療保険 3 3 床]
			[介護保険 床]
			精神病床 床
			感染症病床 床
			結核病床 床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
サービス付き高齢者向け住宅 咲の樹	石川県小松市大領中町三丁目 109番地	
訪問介護ステーション 咲の樹	石川県小松市大領中町三丁目 109番地	
居宅介護支援事業所 咲の樹	石川県小松市大領中町三丁目 109番地	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
特になし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年4月10日 臨時社員総会（役員報酬決定）
令和4年5月30日 定時社員総会（決算承認）
令和5年3月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

なし

様式 3

法人名 医療法人社団 松陽
所在地 石川県小松市大領中町三丁目 1 2 1 番地

※医療法人整理番号 00026

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	651,256 千円
2. 負 債 額	526,272 千円
3. 純 資 産 額	124,984 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	211,928
B 固 定 資 産	437,648
C 繰 延 資 産	1,680
D 資 産 合 計 (A + B + C)	651,256
E 負 債 合 計	526,272
F 純 資 産 (D - E)	124,984

(注)・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団 松陽
所在地 石川県小松市大領中町三丁目 1 2 1 番地

※医療法人整理番号 00026

貸 借 対 照 表
(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	211,928	I 流 動 負 債	86,461
現 金 及 び 預 金	117,767	買 掛 金	6,092
医 業 未 収 金	90,220	短 期 借 入 金	20,000
貯 蔵 品	3,812	個 人 借 入 金	22,109
立 替 金	27	預 り 金	1,792
預 託 金	8	未 払 費 用	21,047
未 収 入 金	92	未 払 法 人 税 等	13,622
II 固 定 資 産	437,648	未 払 消 費 税 等	1,647
1 有 形 固 定 資 産	430,628	仮 受 金	149
土 地	102,649	II 固 定 負 債	439,810
建 物	160,819	長 期 借 入 金	367,718
建 物 付 属 設 備	97,735	預 り 敷 金	2,520
構 築 物	1,754	リ ー ス 債 務	69,572
医 療 用 器 械 備 品	281		
器 具 備 品	1,199	負 債 合 計	526,272
車 両 運 搬 具	462	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	65,724	科 目	金 額
2 無 形 固 定 資 産	6,154	I 剰 余 金	72,964
電 話 加 入 権	425	当 期 未 処 分 利 益	72,964
無 形 固 定 資 産	5,728	(うち当期利益)	48,102
3 そ の 他 の 資 産	865	II 基 金	52,020
出 資 金	10		
長 期 前 払 費 用	855		
III 繰 延 資 産	1,680	純 資 産 合 計	124,984
繰 延 消 費 税 等	1,680	負 債 ・ 純 資 産 合 計	651,256
資 産 合 計	651,256		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 5 - 1

法人名 医療法人社団 松陽
所在地 石川県小松市大領中町三丁目 1 2 1 番地

※医療法人整理番号 00026

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	550,656	
2 事業費用	575,264	
(1)事業費		
(2)本部費		
本来業務事業損失		24,607
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	82,305	
2 事業費用		
附帯業務事業利益		82,305
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		57,697
II 事業外収益		
受取利息	6	
その他の事業外収益	13,484	13,491
III 事業外費用		
支払利息	6,451	
その他の事業外費用	2,212	8,663
経常利益		62,525
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損	0	0
その他の特別損失		
税引前当期純利益		62,525
法人税・住民税及び事業税		14,422
法人税等調整額		
当期純利益		48,102

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 松陽
所在地 石川県小松市大領中町三丁目121番地

※医療法人整理番号 000026

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 松陽
理事長 東 裕 文 殿

私は、医療法人社団松陽の令和 4 会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 5 年 5 月 2 5 日
医療法人社団 松陽
監事 潮 津 勇